

再生可能エネルギーの規制改革に向けた動き

新エネルギー・国際協力支援ユニット 新エネルギーグループ
兼 グリーンエネルギー認証センター
研究主幹 永田 敬博

本年 3 月に、複数の新聞等で地熱発電の規制緩和に向けた動きが報道された。我が国は温泉が多数あることからもわかるように、世界有数の地熱エネルギー保有国である。しかしながら、そのほとんどは自然公園内に存在し、従来はそこでの地熱発電の開発は禁止されていた。これを緩和するとの動きは各方面で大きく取り上げられた。3 月 23 日の日経では、「出光興産、国際石油開発帝石、三菱マテリアルなどは福島県内で国内最大の地熱発電所を建設する方針を固めた」と報道された。地熱発電の新設は 1999 年以来であり、発電容量も 27 万 kW と原子力発電プラントの 1/4 程度の規模と大きく、規制緩和を背景にした再生可能エネルギー利用が活気づきはじめてきた。

再生可能エネルギーの普及に向けた規制改革の動きは、地熱発電以外の分野についても、行政刷新会議やエネルギー・環境会議で包括的な検討が進められ、4 月 3 日開催された政府（内閣府）の行政改革実行本部 第 4 回会合で「エネルギー関係の規制・制度改革について～グリーン成長に向けて～」として報告された。

(HP : <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/gyoukakuhonbu/dai4/gijisidai.html>)

この報告では太陽光、風力等の各再生可能エネルギー及び再生可能エネルギー全般に係る規制改革に加え、省エネ、蓄エネ、そして電力システム改革などについても取り上げられている。

主だったものとしては、先述した自然公園内での地熱発電設置の規制の見直しのほか、太陽光発電の工場立地法での取扱の見直し（従来は売電用の太陽光発電は「生産施設」の位置づけであったのを、「環境施設」に位置づけを変更し、緑地と同様な扱いにする）、手続きに時間を要していた風力発電の環境影響評価の手続き迅速化や技術的ガイドラインの見直し、小水力発電の許可手続きの簡素化やバイオマス発電燃料の取り扱いの明確化などが挙げられている。また、再エネ全体に係る事項として、系統接続の円滑化や農林地等利用の円滑化なども提示されている。

このような規制改革は、現在、具体化が進んでいる全量買取制度などの経済的インセンティブと同様に重要な取組みである。